

○国土交通省令第九十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第四条の二第一項第四号の規定に基づき、船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月九日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令の一部を改正する省令

船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であつて海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令（昭和四十七年運輸省令第五十号）の一部を次のように改正する。

別表中「第一項関係」を「第二号関係」に改め、同表PCB含有量の項中「PCB含有量」を「ポリ塩化ビフェニル含有量」に改め、同表一・一ジクロロエチレン含有量の項中「〇・二ミリグラム」を「一ミリグラム」に改め、同表アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量の項の次に次のように加える。

——一・四—ジオキサン含有量

——一リットルにつき〇・五ミリグラム以下であること。

別表の備考中「第二項の規定」を「第二号の規定」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。